

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案  
新旧対照条文の正誤

正	誤
<p>【4頁現行】 (郵便局における事務の取扱い) 第二条 [略] 一～四 [略] (新設)</p> <p>五 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項の規定に基づく同項の署名用電子証明書(以下この号において「署名用電子証明書」という。)の発行の申請の受付、<u>同条第三項の署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第九条第一項の規定に基づく署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第三条第三項の署名利用者確認のための書類の受付</u></p> <p>六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項の規定に基づく同項の利用者証明用電子証明書(以下この号において「利用者証明用電子証明書」という。)の発行の申請の受付、<u>同条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第二十八条第一項の規定に基づく利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第二十二条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付</u></p> <p>七 [略]</p>	<p>【4頁現行】 (郵便局における事務の取扱い) 第二条 [略] 一～四 [略] (新設)</p> <p>五 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項の規定に基づく同項の署名用電子証明書(以下この号において「署名用電子証明書」という。)の発行の申請の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し<u>又は同法第九条第一項の規定に基づく署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付</u></p> <p>六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項の規定に基づく同項の利用者証明用電子証明書(以下この号において「利用者証明用電子証明書」という。)の発行の申請の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し<u>又は同法第二十八条第一項の規定に基づく利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付</u></p> <p>七 [略]</p>

【4頁改正案】

(郵便局における事務の取扱い)

第二条 [略]

一～五 [略]

六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項の規定に基づく同項の署名用電子証明書(以下この号において「署名用電子証明書」という。)の発行の申請の受付、同条第三項の署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第九条第一項の規定に基づく署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第三条第三項の署名利用者確認のための書類の受付

七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項の規定に基づく同項の利用者証明用電子証明書(以下この号において「利用者証明用電子証明書」という。)の発行の申請の受付、同条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し並びに同法第二十八条第一項の規定に基づく利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び同条第二項において準用する同法第二十二条第三項の利用者証明利用者確認のための書類の受付

八・九 [略]

【4頁改正案】

(郵便局における事務の取扱い)

第二条 [略]

一～五 [略]

六 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号)第三条第一項の規定に基づく同項の署名用電子証明書(以下この号において「署名用電子証明書」という。)の発行の申請の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し又は同法第九条第一項の規定に基づく署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付

七 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第二十二条第一項の規定に基づく同項の利用者証明用電子証明書(以下この号において「利用者証明用電子証明書」という。)の発行の申請の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した同条第四項の電磁的記録媒体の引渡し又は同法第二十八条第一項の規定に基づく利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付

八・九 [略]

備考 [略] は本正誤においての省略を表す。